平成２７年（再イ）第７号
新潟県村上市新町５番４号
再生債務者　長島　壽貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（再イ）第８号
新潟県村上市新町５番４号
再生債務者　長島　明子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（再イ）第３号
広島県三原市城町３丁目10番10―508号
再生債務者　須川　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（再イ）第３７号
千葉県富里市七栄513番地159
再生債務者　佐竹　郁郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月15日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１７２号
横浜市金沢区長浜２丁目13番38号
再生債務者　蒲谷　　智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１９０号
横浜市港南区港南２丁目17番56―332号
再生債務者　吉野　達成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第３２号
相模原市緑区久保沢３丁目11番４号　城山コーポ２Ｆ
再生債務者　下城　敦史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月15日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再イ）第９号
三重県名張市緑が丘東91番地
再生債務者　中川　順一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月15日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（再イ）第１７号
盛岡市上田字東黒石野70番地14
再生債務者　佐藤　百合
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（再イ）第６号
長野県上伊那郡南箕輪村5874番地７
再生債務者　田中　武史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（再イ）第８号
長野県上伊那郡南箕輪村7237番地
再生債務者　池本　信義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（再イ）第３７号
広島市安佐南区伴北７丁目35番９号
再生債務者　勝部　　理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第５９号
広島市安佐南区八木５丁目19番13号
再生債務者　千々松のぶえ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第６３号
広島県東広島市入野中山台５丁目８番５号
再生債務者　鈴木　龍雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２１号
山口県下関市長府中六波町13番５―305号　ミュトスマンション
再生債務者　大地　五月
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２７年（再イ）第２２号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｍ―404号　県営住宅
再生債務者　古城　智広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月18日
山口地方裁判所下関支部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第23号

横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業第２工区に係る管理処分計画の縦覧について、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第118条の10の規定において準用する第83条第１項の規定に基づき、下記により管理処分計画を縦覧に供するので、公告する。

平成 28 年 1 月 29 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

1　縦覧期間
平成28年１月30日（土）から
平成28年２月12日（金）まで
（土曜日・日曜日・祝日を含む。）
2　縦覧時間
午前９時15分から午後５時40分まで
3　縦覧場所
独立行政法人都市再生機構　本社会議室
住所：神奈川県横浜市中区本町６丁目50番１
横浜アイランドタワー５階（平日）、
８階（土曜日・日曜日・祝日）
電話：090―4604―9835
4　縦覧事項
管理処分計画

以　上